

○経済産業省令第 号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。

平成二十五年 月 日

経済産業大臣 名

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第七号ト中「該当する者（」の下に「二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。」を加え、同号ト(4)中「当該贈与の直前において第十六条第一項の確認（第十七条第一項又は第二項の変更の確認があつた場合にあつては、変更後の確認。以下この号及び次号において同じ。）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定後継者（第十五条第三号の特定後継者をいう。次号に

において同じ。」であり、かつ、「を削り、同号ト(6)を次のように改める。

(6) 削除

第六条第一項第七号ト(7)中「の贈与者」の下に「(当該贈与の時前において、当該中小企業者の代表者であつた者に限る。)」を、「直前」の下に「(当該贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合には、当該贈与者が当該代表者であつた期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前)」を加え、同項第八号ト中「該当する者」の下に「二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。」を加え、同号ト(3)を次のように改める。

(3) 当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であつたこと(当該代表者の被相続人が六十歳未満で死亡した場合を除く。)

第六条第一項第八号ト(5)を次のように改める。

(5) 削除

第六条第一項第八号ト(6)中「の被相続人」の下に「(当該相続の開始前において、当該中小企業者の代表者であつた者に限る。)」を、「直前」の下に「(当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該

中小企業者の代表者でない場合には、当該被相続人が当該代表者であつた期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前）」を加える。

第七条第二項第二号中「直前、」を「直前（当該経営承継贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者（代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。）でない場合にあっては当該経営承継贈与者が当該代表者であつた期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前。以下この号において同じ。）に改め、同項第三号中「限る」を「限り、当該経営承継贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合にあっては当該経営承継贈与者が代表者であつた旨の記載のある登記事項証明書を含む」に改め、同項第十号を次のように改める。

十 削除

第七条第三項第二号中「直前、」を「直前（当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者（代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。）でない場合にあっては当該被相続人が当該代表者であつた期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前。以下この号において同じ。）に改め、同項第三号中「限る」を「限り、当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小

企業者の代表者でない場合にあつては当該被相続人が代表者であつた旨の記載のある登記事項証明書を含む」に改め、同項第十号を次のように改める。

十 削除

様式第7（備考及び記載要領を除く。）を次のように改める。

様式第 7

認定申請書

(施行規則第 6 条第 1 項第 7 号の事由に該当する場合)

年 月 日

経済産業大臣名 殿

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の認定（同法施行規則第 6 条第 1 項第 7 号の事由に係るものに限る。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 特別贈与認定中小企業者について

主たる事業内容		
資本金の額又は出資の総額		円
贈与の日		年 月 日
贈与認定申請基準日		年 月 日
贈与税申告期限		年 月 日
常時使用する従業員の数	贈与の時	贈与認定申請基準日
	(a)+(b)+(c)・(d)	(e)+(f)+(g)・(h)
	人	人
	厚生年金保険の被保険者の数	(a)
	人	(e)
	人	人
70 歳以上 75 歳未満である健康保険の被保険者の数 (*1)	(b)	(f)
人	人	人
70 歳以上であって(*1)に該当しない常時使用する従業員の数	(c)	(g)
人	人	人
役員（使用人兼務役員を除く。）の数	(d)	(h)
人	人	人
施行規則第 16 条の確認（施行規則第 17 条第 1 項又は第 2 項	確認の年月日及び番号	年 月 日 (号)
	特定代表者の氏名	

の変更の確認をした場合には 変更後の確認)に係る確認事項		特定後継者の氏名			
贈与認定申請基準事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)における特定資産等に係る明細表					
種別		内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分 (*2)を除く。)			(1) 円	(12) 円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分 (*2)			(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの			(3) 円	(14) 円
不動産	現に自ら使用しているもの			(4) 円	(15) 円
	現に自ら使用していないもの			(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的としないので有するもの			(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的としないので有するもの			(9) 円	(20) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産			(10) 円	(21) 円
	経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者等(施行規則第1条第12項第2号ホに掲げる者をいう。)に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産			(11) 円	(22) 円
特定資産の帳簿価額の合計額		(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 円		特定資産の運用収入の合計額	
				(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 円	

資産の帳簿価額の総額	(24)	円	総収入金額	(26)	円
贈与認定申請基準事業年度終了の日以前の5年間（贈与の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額			剰余金の配当等	(27)	円
			損金不算入となる給与	(28)	円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29) = ((23) + (27) + (28)) / ((24) + (27) + (28))		特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30) = (25) / (26)	
会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無			有 ☐ 無 ☐		
(*3)を発行している場合にはその保有者		氏名（会社名）	住所（会社所在地）		

2 贈与者及び経営承継受贈者について

総株主等 議決権数	贈与の直前			(a)	個
	贈与の時			(b)	個
	氏名				
	贈与の時の住所				
	贈与の時の役員への就任の有無			有 ☐ 無 ☐	
	代表者であった時期			年 月 日から 年 月 日	
	代表者であって、同族関係者と合わせて申請者の総株主等議決権数の100分の50を超える数を有し、かつ、いずれの同族関係者（経営承継受贈者となる者を除く。）が有する議決権数をも下回っていないなかった時期(*)			年 月 日から 年 月 日	
	(*)の時期における総株主等議決権数			(c)	個
	(*)の時期における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合			(d) + (e)	個
				((d) + (e)) / (c)	%
	(*)の時期における保有議決権数及びその割合			(d)	個
				(d) / (c)	%
	(*)の時期における同族関係者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合	
				(e)	個
				(e) / (c)	%
贈与の直前における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合			(f) + (g)	個	
			((f) + (g)) / (a)	%	
贈与の直前における保有議決権数及びその割合			(f)	個	
			(f) / (a)	%	
贈与の直前における同族関係者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合		
			(g)	個	
			(g) / (a)	%	

	(*2)から(*3)を控除した残数又は残額		(i)・(j)		株(円)	
	贈与の直前の発行済株式又は出資(議決権の制限のない株式等に限る。)の総数又は総額(*1)		(h)		株(円)	
	(*1)の3分の2(*2)		(i)=(h)×2/3		株(円)	
	贈与の直前において経営承継受贈者が有していた株式等の数又は金額(*3)		(j)		株(円)	
	贈与の直前において贈与者が有していた株式等(議決権に制限のないものに限る。)の数又は金額				株(円)	
	贈与者が贈与をした株式等(議決権の制限のないものに限る。)の数又は金額				株(円)	
経営承継受贈者	氏名					
	住所					
	贈与の日における年齢					
	贈与の時に贈与者との続柄					
	贈与の時に贈与者への就任の有無		☐ 有 ☐ 無			
	贈与の日前3年以上にわたる役員への就任の有無		☐ 有 ☐ 無			
	贈与の時に贈与者との保有議決権数の合計及びその割合		(k)+(l)+(m) 個 ((k)+(l)+(m))/(b) %			
	保有議決権数及びその割合	贈与の直前	(k) (k)/(a)	個 %	贈与者から贈与により取得した数(*4)	(l) 個
		贈与の時	(k)+(l) ((k)+(l))/(b)	個		
		(*4)のうち租税特別措置法第70条の7第1項の適用を受けようとする株式等に係る議決権の数(*5)		個		
(*5)のうち贈与認定申請基準日までに譲渡した数		個				
贈与の時に贈与者との同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合			
			(m) (m)/(b) 個 %			

3 贈与の時以後における特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当 / 非該当		
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額	円		
総株主等議決権数	(a) 個		
株主又は社員	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
			(b) (b)/(a) 個 %

様式第8 (備考及び記載要領を除く。)を次のように改める。

様式第 8

認定申請書

(施行規則第 6 条第 1 項第 8 号の事由に該当する場合)

年 月 日

経済産業大臣名 殿

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の認定（同法施行規則第 6 条第 1 項第 8 号の事由に係るものに限る。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 特別相続認定中小企業者について

主たる事業内容		
資本金の額又は出資の総額		円
相続の開始の日		年 月 日
相続認定申請基準日		年 月 日
相続税申告期限		年 月 日
常時使用する従業員の数	相続の開始の時 (a)+(b)+(c)-(d)	相続認定申請基準日 (e)+(f)+(g)-(h)
	人	人
	厚生年金保険の被保険者の数 (a)	(e)
	人	人
	70 歳以上 75 歳未満である健康保険 の被保険者の数 (*1)	(b)
人	人	人
70 歳以上であって(*1)に該当しな い常時使用する従業員の数	(c)	(g)
人	人	人
役員（使用人兼務役員を除く。）の 数	(d)	(h)
人	人	人
施行規則第 16 条の確認(施	確認の有無	有 ☐ 無 ☐

行規則第 17 条第 1 項又は第 2 項の変更の確認をした場合には変更後の確認に係る確認事項	確認の年月日及び番号	年 月 日 (号)			
	特定代表者の氏名				
	特定後継者の氏名				
	新たに特定後継者となることが見込まれる者の氏名				
相続認定申請基準事業年度 (年 月 日から 年 月 日まで) における特定資産等に係る明細表					
	種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分 (*2)を除く。)			(1) 円	(12) 円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分 (*2)			(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの			(3) 円	(14) 円
不動産	現に自ら使用しているもの			(4) 円	(15) 円
	現に自ら使用していないもの			(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的としないので有するもの			(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的としないので有するもの			(9) 円	(20) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産			(10) 円	(21) 円
	経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者等 (施行規則第 1 条第 12 項第 2 号ホに掲げる者をいう。) に対する貸付金及び未収金その他これらに類			(11) 円	(22) 円

	する資産				
特定資産の帳簿価額の合計額	$(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11)$ 円	特定資産の運用収入の合計額	$(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22)$ 円		
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(26) 円		
相続認定申請基準事業年度終了の日以前の5年間（相続の開始の日前の期間を除く。）に経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等	(27) 円		
		損金不算入となる給与	(28) 円		
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	$(29)=((23)+(27)+(28))/((24)+(27)+(28))$ %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	$(30)=(25)/(26)$ %		
会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無		有 ☐ 無 ☐			
(*3)を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）			

2 被相続人及び経営承継相続人について

総株主等 議決権数	相続の開始の直前	(a)	個
	相続の開始の時	(b)	個
被相続人	氏名		
	最後の住所		
	相続の開始の日の年齢		
	代表者であった時期	年 月 日から 年 月 日	
	代表者であって、同族関係者と合わせて申請者の総株主等議決権数の100分の50を超える数を有し、かつ、いずれの同族関係者（経営承継相続人となる者を除く。）が有する議決権数をも下回っていなかった時期(*)	年 月 日から 年 月 日	
	(*)の時期における総株主等議決権数	(c)	個
	(*)の時期における同族関係者との保有議決権数	$(d)+(e)$ $((d)+(e))/(c)$	個 %
	(*)の時期における保有議決権数及びその割合	(d) $(d)/(e)$	個 %
	(*)の時期における同族関係者	氏名（会社名） 住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合 (e) $(e)/(c)$
	相続の開始の直前における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	$(f)+(g)$ $((f)+(g))/(a)$	個 %

経営承継 相続人	相続の開始の直前における保有議決権数及びその割合			(f)	個
				(f)/(a)	%
	相続の開始の直前における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合	
				(g)	個
				(g)/(a)	%
	氏名				
	住所				
	相続の開始の直前における被相続人との続柄				
	相続の開始の日の翌日から5月を経過する日における代表者への就任の有無			☐ 有 ☐ 無	
	相続の開始の直前における役員への就任の有無			☐ 有 ☐ 無	
相続の開始の時ににおける同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合			(h)+(i)+(j)	個	
			((h)+(i)+(j))/(b)	%	
保有議決権数及びその割合	相続の開始の直前	(h)	個	被相続人から相続又は遺贈により取得した数(*1)	(i) 個
		(h)/(a)	%		
	相続の開始の時	(h)+(i)	個		
		((h)+(i))/(b)	%		
	(*1)のうち租税特別措置法第70条の7の2第1項の適用を受けようとする株式等に係る数(*2)			個	
	(*2)のうち相続認定申請基準日までに譲渡した数			個	
相続の開始の時ににおける同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合		
			(j)	個	
			(j)/(b)	%	

3 相続の開始の時以後における特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当 / 非該当		
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額	円		
総株主等議決権数	(a) 個		
株主又は社員	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
			(b) 個
			(b)/(a) %

様式第8備考中6を削る。

附 則

- 1 この省令は、所得税法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。
- 2 この省令の施行前にされた中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十二条第一項の認定の申請であつてこの省令の施行の際認定をどうかの処分がされていないものに係る同項の認定については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際現に中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第十六条第一項の確認若しくは第十七条第一項若しくは第二項の変更の確認を受けている中小企業者又はこの省令の施行前にされた第十六条第一項の確認若しくは第十七条第一項若しくは第二項の変更の確認の申請であつてこの省令の施行後に当該申請に係る確認若しくは変更の確認を受けた中小企業者に対するこの省令による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第六条第一項第七号又は第八号及び第七条第二項又は第三項の規定の適用については、なお従前の例によることができる。